

安全衛生推進者能力向上教育(初任時)講習のご案内

【岡山労働局長指定登録教習機関】
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
岡 山 県 支 部

労働安全衛生法第12条の2の規定により、10人以上50人未満の労働者を使用する事業場には安全衛生推進者を選任することが義務づけられています。

また、同法第19条の2では、選任した安全衛生推進者に安全衛生水準の向上を図るための教育を受けさせなければならない、とされています。

これを受け当協会では、安全衛生推進者能力向上教育(初任時)講習会を下記のとおり開催しますので、関係事業場におかれましては是非受講いただきますようご案内致します。

記

1. 日 時 2020年5月20日(水) 9時から
2. 場 所 (一社)岡山県トラック協会 自動車運転練習場
 岡山市東区中尾355-1
3. 日 程 8:30～ 受付
 9:00～ 開講
 ① 安全管理
 ② 危険性又は有害性等の調査及びその結果
 に基づき講ずる措置等
 ③ 安全衛生教育
 ④ 関係法令
 17:00 終了
4. 受講料 4,600円(テキスト代、消費税含む)
 支払いは、受講日までに以下の口座へ振り込んでください。
 中国銀行 岡山南支店 普通 No.1622682
 陸運労災防止協会(リクウンロウサイボウシキョウカイ)
 ※振込手数料はご負担願います。